

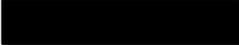
損害賠償額の決定に関する  
専決処分の報告について（報告第29号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、令和6年8月26日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

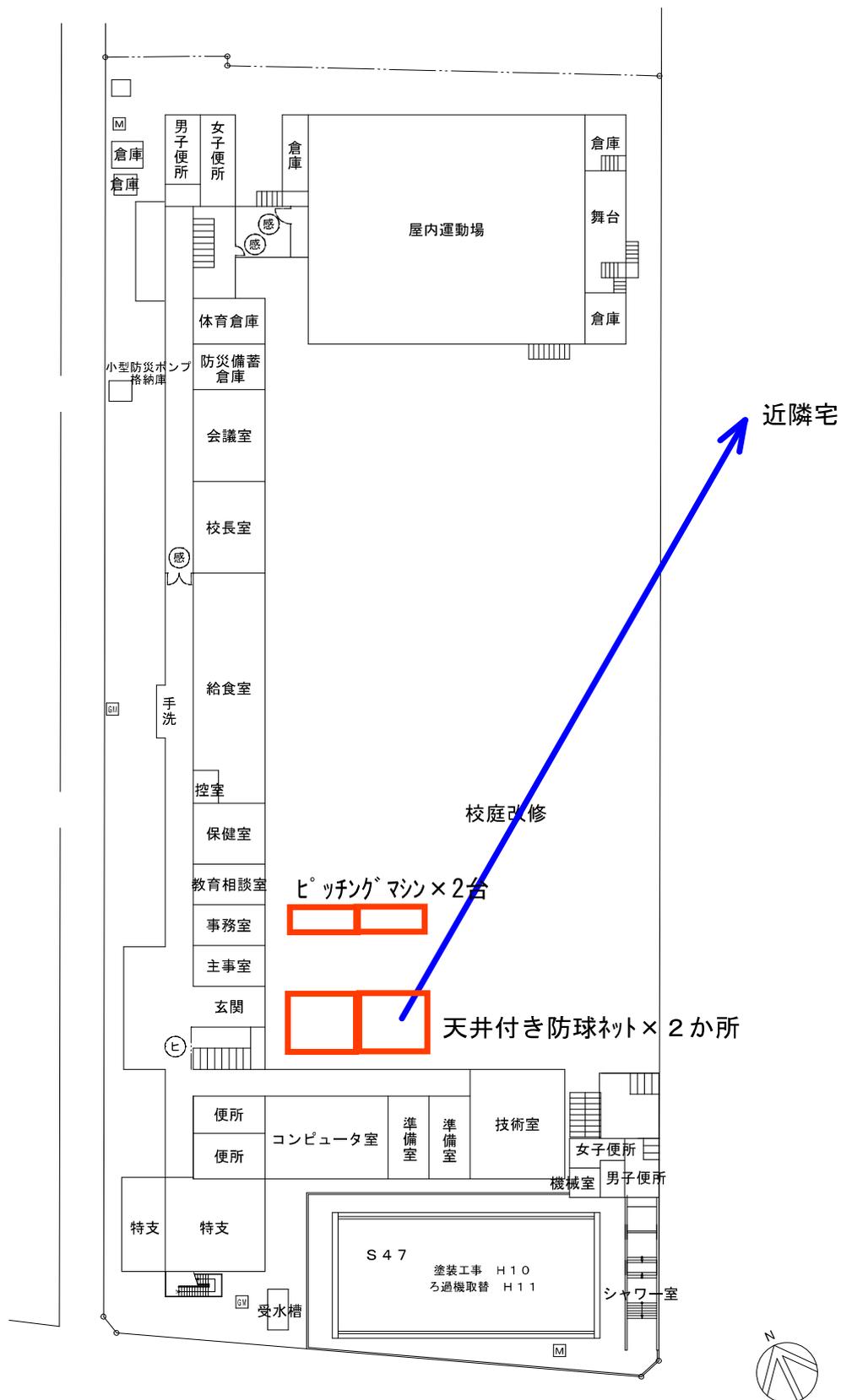
令和6年9月19日

品川区長 森 澤 恭 子

損害賠償額の決定について

- 1 件 名 富士見台中学校の部活動中に起きた隣地民家窓ガラスの破損事故
- 2 事故の概要 令和6年5月25日富士見台中学校の校庭で、野球部の活動中の生徒が打ったボールが、フェンスを飛び越え、隣地民家の窓に当たり、窓ガラスを破損した。
- 3 損害賠償額 269,500円（修理費）
- 4 相手方   


現場見取り図



1階平面図

現場写真

